

令和 6 年度
事 業 計 画 書

令和6年度大洲市社会福祉協議会事業計画

1 経営理念、基本方針及び重点目標

(1) 経営理念

大洲市社会福祉協議会は、地域における公益的な取組を行う中核的な団体として、地域住民及び福祉活動関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会づくりの推進を使命としている。この使命を達成するために、以下の理念に基づき各種事業を展開する。

- ① 地域住民及び福祉組織・自治会組織等関係者の協働による助け合い、支え合い体制の構築
- ② 誰もが安心して暮らすことができ、生きがいを持って生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民、福祉関係組織、自治会組織、その他関係団体との連携強化による地域生活課題の把握と先駆的・開拓的なサービス・活動の創出

(2) 基本方針

公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、以下の基本方針に基づき経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットホーム）としての役割を十分に發揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

(3) 重点目標

① 生活支援体制整備の推進

「地域共生社会」の実現に向けて、これまでのように支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が互いに尊重し、役割を持ち、助け合い、支え合いながら地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現が求められている。このため、引き続き生活支援体制の整備に取り組むこととし、具体的には、第二層となる日常生活圏域の実情に応じた助け合い、支え合い活動の体制を強化し、その活動を推進する。

② 生活困窮者自立支援の充実

生活困窮者が抱える問題は、社会的つながりの希薄化や長引く物価高騰による家計負担の増大、ヤングケアラー問題など複雑・多様化している。

このため、自立相談支援機関である「大洲市くらしの相談支援センター」において相談支援を行うとともに、多様な生活課題の解決に結び着けていけるよう様々な関係者・機関と連携した自立支援を展開する。

③ 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な方に対する権利を擁護し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、「大洲市成年後見サポートセンター」の運営を行う。権利擁護支援を進めていくため、関係機関・関係者と連携し、広報活動や相談支援などを通して成年後見制度の利用促進を図る。

④ 大規模災害等非常時への備え

南海トラフ地震が30年以内に70%～80%（2021年1月1日現在）の確率で発生すると予測されている。また、地球温暖化等の影響による豪雨災害や感染症の流行等による大規模災害等の非常時への備えとして、これまでに策定している各種マニュアル、事業継続計画（BCP）に基づいた備え・対応を各部が連携して進めていくこととする。

⑤ 持続可能な業務推進と健全経営と福祉人材の確保・育成

人口減少や高齢化が進む地域社会に対応すべく、職員の資質向上や福祉人材の確保育成を図りながら、ICT機器等を活用した業務の効率化を進めるとともに、持続可能な健全経営に努める。

介護保険法・障害者総合支援法の改正をうけて適切な事業運営を行う体制を整えるとともに安定経営に努めていくこととする。

⑥ 自治会再編に伴う地区社協支援体制の確立

自治会再編に伴い地区社会福祉協議会（事務）への支援体制を移行すること

となり、地域福祉活動の更なる発展を目指して円滑な移行ができるよう各地域の関係者・団体と連携、情報共有を図りながらスムーズな対応を進めて行くこととする。

2 事業実施項目

(1) 総務福祉（法人経営）部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務にあたる。

- ① 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監事監査の開催
- ② 企画運営委員会、まごころ銀行運営委員会及び基金管理運営委員会の開催
- ③ 大洲市社会福祉大会の開催
- ④ 愛媛県社会福祉大会への参加
- ⑤ 安全衛生委員会の開催
- ⑥ 感染症対策を遵守し、安心安全な職場環境の整備
- ⑦ ひめボスの推進（働きやすく働きがいのある職場環境整備）
- ⑧ 職員研修の実施
- ⑨ 同一労働同一賃金への対応
- ⑩ 会報「社協だより」の発行
- ⑪ ホームページ・X（旧ツイッター）・フェイスブック等による情報発信と提供
- ⑫ 大洲市総合福祉センターの指定管理運営

(2) 地域福祉（地域福祉活動推進及び相談支援・権利擁護）部門

«地域福祉活動推進関係»

地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。

- ① 地区社協支援の体制確立
- ② 地区社協会長連絡会の開催
- ③ 大洲市地域福祉基金運用事業（大洲市サロン運営事業）の実施
- ④ 大洲市生活支援・介護予防サービス基盤整備事業（生活支援体制整備事業）の実施
- ⑤ 大洲市在宅福祉サービス事業の実施
 - ・ 在宅福祉推進員の設置
 - ・ 新介護キップ制度の推進
- ⑥ 大洲市点訳奉仕員等養成事業の実施
 - ・ 手話奉仕員養成講座
 - ・ 要約筆記奉仕員養成講座
 - ・ 点訳奉仕員養成講座
 - ・ 音声訳奉仕員養成講座

- ・ 傾聴ボランティア養成講座
- ⑦ 福祉体験教室の実施・体験機材の貸出
- ⑧ ワークキャンプ事業の実施
- ⑨ 福祉ボランティア研修会（地域福祉研修会）の開催
- ⑩ 社協会員制度の推進
- ⑪ まごころ銀行運動の推進
- ⑫ 地区社協地域福祉活動への助成
 - ・ ふれあい食事サービス
 - ・ 独居高齢者のつどい
 - ・ 独居高齢者料理教室
 - ・ 在宅介護者のつどい
- ⑬ 共同募金運動の推進
- ⑭ 地区福祉懇談会の開催（原則、隔年開催）

«相談支援・権利擁護関係»

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行う。

- ① 大洲市生活困窮者自立支援事業（くらしの相談支援センター）の実施
 - ・ 自立相談支援事業
 - ・ 住居確保給付金（一部受託）
 - ・ 就労準備支援事業
 - ・ 家計相談支援事業
- ② 生活福祉資金貸付事業の実施
 - ・ 生活福祉資金相談体制整備事業事務
 - ・ 生活福祉資金貸付推進事務
 - ・ 臨時特例つなぎ資金貸付事務
- ③ 食料品等緊急一時生活支援事業の実施
- ④ フードパントリー事業の実施
- ⑤ 大洲市成年後見制度利用促進事業（成年後見サポートセンター運営）の実施
- ⑥ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の実施
- ⑦ 大洲市地域包括支援センター窓口（在宅介護支援センター）業務の実施
- ⑧ 福祉機器貸出事業の実施
- ⑨ 大洲市外出支援サービス事業の実施
- ⑩ 大洲市独居高齢者世帯等緊急通報装置保守管理事業の実施
- ⑪ 大洲市心配ごと相談所設置事業の実施
- ⑫ 大洲市点字広報等発行事業の実施

(3) 介護福祉（介護保険・障害福祉サービス）部門

介護保険サービスや障害福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する。

① 居宅介護支援事業所の運営

- ・ 居宅介護支援事業所東大洲
- ・ 居宅介護支援事業所長浜
- ・ 居宅介護支援事業所肱川

② 訪問（居宅）介護事業所の運営

- ・ 訪問（居宅）介護事業所東大洲
- ・ 訪問（居宅）介護事業所長浜
- ・ 訪問（居宅）介護事業所肱川

③ 訪問入浴介護事業所の運営

- ・ 訪問入浴介護事業所東大洲

④ 通所介護事業所の運営

- ・ デイサービスセンター若宮（地域密着型）
- ・ デイサービスセンター東大洲
- ・ デイサービスセンター長浜（地域密着型）

⑤ 地域活動支援センターの運営

- ・ 地域活動支援センター東大洲

⑥ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の実施

⑦ 大洲市軽度生活援助事業の実施

⑧ 大洲市障害者軽度生活援助事業の実施

⑨ えひめ福祉支援ネットワーク（E-WEL ネット）への登録と協力

⑩ デイサービス事業のＩＣＴ機器導入に伴う事務の効率化

⑪ 介護保険法・障害者総合支援法の改正への対応